第1回理事長選考あり方検討会議 概要

日 時 令和5年11月21日(火)17:00~18:30

場 所 副理事長室

出席者 挾間議長、鈴木委員、小宮委員、三浦委員、佐藤委員、林委員、水沼委員 事務局:渡邊次長、奥寺総務課長、猪狩局主幹、齋藤主幹、荒大学人事係 長、安田主査

I 職務代理者の選任について

・挾間議長より理事長選考あり方検討会議設置要綱第3条第3項の規定により、職務代理者として鈴木委員を指名。

Ⅱ 今後のスケジュールについて

事務局より今後のスケジュールの説明の前に本検討会議の役割や手続きの流れ、 設置の経緯について説明し、今後のスケジュールを説明。

Ⅲ 理事長選考のあり方について

- 1 令和4年理事長選考の経過・概要
 - ・事務局より経過・概要を説明。

2 検討事項

- ○検討事項を進める前に、委員から理事長選考はどうあるべきか議論すべきとの 意見があり、様々な意見が交わされた。(以下、主なもの)
 - ・今回の騒動を真摯に受け止めながら抜本的に見直す必要がある。
 - ・学外や学内へ理解してもらえる仕組みを議論する必要がある。
 - ・理事長選考の透明化、ルール化が必要。
 - 外部からの意見に対し答えが出せるようなものを作っていく必要がある。
 - ・闇雲に透明性を高めるものではないが、透明性は高める必要はある。
 - ・求められる資質、その時々の大学の状況、地域の状況に合わせた基準が必要。

(1) 理事長選考会議の組織に関する事項

①選考会議の人数

- 人数はこのままで良い。
- ・現在の人数に大きな問題や違和感などはない。
- ・教員から選ばれた教育研究審議会委員の方が大学の意見が反映される。

②学外委員の人数

- ・外部委員が1名では少ない。
- ・外部委員は1,2名を維持すれば良い。
- ・外部委員は半数を超える必要はない。法人内部の人の方が法人に相応しい か判断するには適している。

- ・外部委員は審議の不適切さの指摘や外部から見るとこう見えるという意見を言う役割。
- ガバナンス・コードも踏まえる必要がある。

(2) 選者方法に関する事項

①理事長候補者の資格基準

- ・その時々の大学の戦略、それを反映した形やテーマ、状況などを選考会議 の中でじっくりと議論して決めるべき。
- ・外に向かってある程度のことができる人。例えば、国から予算を持ってくるとか。国からの補助金などが途切れるのはだめ。
- ・例えば懲戒処分歴、自らの研究活動、予算を取ってこられるかなど考える べき要素を記載しても良い。
- ・規程の他に理事長選考会議で時勢を反映した人物像などが必要。
- ・外部から理事長となれる選択肢も考える必要がある。
- ・規程としての資格基準を選考委員会が附則として、毎回、細かい基準を作 れるようにしておく方が良い。

②意向投票の有無

- ・候補者が複数の場合は意向投票を実施する必要がある。選考会議の中で意 向確認の方法を決められるようにした方が良い。
- ・選挙と考えている者も多いので意向投票は選挙ではないと周知が必要。
- ・現在の規程は3人に絞る足切り的意味合いが強い。
- ・職員の意向を聞く場は必要。
- ・必ずしも意向投票を実施する必要はないが、意向投票だけを検討すべき問題ではなく面接や公開ディスカッション等と連動して全体で検討すべき。
- ・投票すべき方がどういう方かわかるようにする仕組みが必要。

③理事長選考会議による面接の実施

- ・公開の質問会後に意向投票を実施し、面接を実施。
- ・色々な手法があるので、時間をかけて議論することが必要。
- ・候補者がどういう人かわからない人もいたのではないか。
- ・人となりを見たり、考え方を聞いたりする機会は、投票の参考になる。
- ・面接や公開討論を実施していただきたい。

④選考の決定方法 (選考理由)

- ・選考会議の議長の責任のもとですべてオープンにする。選考の経緯と選考 理由を文言にして公表し、記者会見でも議長がすべてのプロセス、理由を 説明して、その後で選考された者が挨拶する。
- ・理由は述べるべきで、対外的に投票者や教職員の範囲以上に周知するべき。
- ・選考会議としてわかりやすく理由を説明することは重要。

(3) 選考結果や選考過程等の周知方法に関する事項

- ①選考会議委員名の公表について
- ②選考過程(議事内容等)の公表について
- ③提出のあった書類(推薦書、所信表明書、経歴書)の公表について
 - ・選考会議が年間を通して理事長選考のあり方とか理事長の業績評価を実施 し、議論していく体制が大切。
 - ・議事録を書面などで公表し、最初から名前を公表するのが良い。
 - ・選考開始から公表する方法や最後に公表する方法もあるが、最初から公表した方が良い。
 - ・委員への働きかけ防止のため最後に公表もあるが、防止する方法で検討すべき。

(4) 理事長選考関係規程等に関する事項

・規程の改正が生じた場合は当然改正すべき。

(5) その他理事長選考に関し、必要と考えられる事項

- ①理事長候補者の意見を聞く場の設定
 - ・これまでの議論の中で話が出たのでそれについてまとめて対応。

②ガバナンス・コードとの関連

・ガバナンス・コードは、公立大学協会のひな形を基に、これから決めてい くところ。